

## 目黒区立駒場公園茶室、和室の指定管理者の指定について

目黒区立駒場公園茶室、和室については、都市整備施設指定管理者選定評価委員会での選定結果をもとに、以下のとおり指定管理者を指定する。

### 1 指定管理者の概要

#### (1) 施設の名称

目黒区立駒場公園茶室、和室

#### (2) 指定する団体

公益社団法人目黒区シルバー人材センター

目黒区目黒一丁目25番26号

#### (3) 指定の期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

### 2 選定方法

「都市整備施設指定管理者選定評価委員会設置要綱」に基づき設置された都市整備施設指定管理者選定評価委員会（別表）において、①指定期間中の運営評価結果の状況、②次期指定期間中の事業計画、収支予算計画の評価結果より、継続による選定の適否に関し総括的に評価を行った。

### 3 選定の概要

#### (1) 指定期間中の運営評価結果の状況（令和4年度運営評価結果）

運営評価	76点：水準を超えている
------	--------------

(評価委員4人)

評価項目	配点	得点
1 サービスの実施に関する事項	260	199
2 経営能力等に関する事項	120	88
3 管理経費に関する事項	20	16
計	400	303
	76点(100点満点)	
改善提案評価	40	32
	8点(10点満点)	
運営評価点(76点+8点)/110	76点(100点満点)	

(2) 次期指定期間中の事業計画等の評価

ア 評価基準

評価項目	内 容	配点 (委員1人当たり)
1 サービスの実施に関する事項	(1) 運営方針に基づき施設の設置目的に沿った適切な運営管理が行われるか。 (2) 施設の管理運営は適切に行われるか。 (3) すべての利用者の平等な利用の確保が図られるか。 (4) 利用者の声を反映する仕組みになっているか。 (5) 被雇用者の技術向上や接遇等研修体制が整っているか。	70
2 経営能力等に関する事項	(1) 管理を安定的に遂行する物的・人的能力があるか。 (2) 個人情報適切に管理できるか。 (3) 情報公開に対して適切に対応できるか。 (4) 安全管理が適切に行われるか。 (5) 環境に配慮する積極的な姿勢があり、取組は適切か。 (6) 管理運営経費の効率化が図られるか。	45
3 施設の効用に関する事項	(1) 施設の効用を高めるような提案はあるか。	20
計		135

イ 評価結果

事業計画等評価	72点：水準を超えている
---------	--------------

(評価委員4人)

評価項目	内 容	配点	得点
1 サービスに関する事項	(1) ①施設の設置目的に沿った適切な運営方針か。	40	32
	(2) ①人員配置、組織など管理運営体制が適切か。	20	15
	②日常清掃は適切に行われる内容か。	20	16
	③軽微な修繕が適切に行われる内容か。	20	15
	④見回り・点検・利用指導が適切に行われる適切か。	20	15
	(3) ①適切な受付・抽選が行われるか。	20	15
	②適切な利用者対応（接遇等）が行われる内容か。	40	32
	③社会的弱者へ合理的な配慮があるか。	20	14
	(4) ①利用者ニーズを的確にとらえ、施設の改善につなげる内容か。	40	28
	②トラブル、苦情処理に適切に対応できる体制か。	20	15
	(5) ①研修体制の確立と知識定着への支援があるか。	20	15

2 経営能力等 に関する事項	(1) ①団体の経営状況は健全か。	40	26
	(2) ①個人情報のマニュアル・セキュリティ対策は適切か。	20	14
	②個人情報の研修体制の確立と知識定着への支援があるか。	20	12
	(3) ①情報公開に適切に対応できる体制にあるか。	20	13
	(4) ①安全管理体制は適切か。	20	14
	②事故等危機管理体制は適切か。	20	13
	(5) ①環境配慮した取組があるか。	20	15
	(6) ①管理運営経費の効率的執行が図られるか。	20	12
3 施設の効用 に関する事項	(1) ①施設の効用を高め、利用者サービス向上の提案はあるか。	40	32
	②施設の利用率向上の提案はあるか。	40	22
計		540	385
事業計画等評価点 385点/540点		72点 (100点満点)	

(参考 評価区分)

区分	十分水準を 超えている	水準を 超えている	水準に 達している	水準に 達していない	水準をかなり 下回っている
評価結果	80点以上	80点未満 70点以上	70点未満 60点以上	60点未満 50点以上	50点未満

#### 4 選定理由

指定期間中の運営評価結果の状況については、令和4年度運営評価において「水準を超えている」との結果が出ている。

次期指定期間の事業計画等については、これまでの実績を踏まえた施設の管理運営、利用者対応、利用者サービス向上の提案などについて高く評価された。

以上から、総合的に判断し、現行の団体は、指定管理者候補者として妥当であり、継続による選定は適当と評価する。

(別表) 目黒区都市整備部指定管理者運営評価委員会構成 (敬称略)

	氏名	備考
委員長	佐々木 泰	中小企業診断士
副委員長	北村 聡子	弁護士
委員	西村 亮彦	大学准教授
委員	清水 俊哉	都市整備部長兼務街づくり推進部長

以 上